

第8期千葉県生涯学習審議会第3回会議及び  
平成22年度第2回千葉県社会教育委員会議事録

平成22年11月 9日  
午後2時～午後4時  
千葉市ビジネス支援センター会議室

出席委員（敬称略五十音順）

石井 順子	石川 清	井上 玲子	坂井麻貴子
朱膳寺宏一	関 亮	高田 悦子	広岡 守穂
福留 強			

出席事務局職員

千葉県教育庁教育振興部長		渡邊 清秋
教育振興部生涯学習課長		月岡 正美
さわやかちば県民プラザ所長		田辺 新一
千葉県立中央図書館長		高石 卓
千葉県立西部図書館長		篠原やす子
千葉県立東部図書館長		堀越 崇
企画管理部教育政策課企画室副主幹		込宮 一之
教育振興部指導課主任指導主事		御園生文雄
教育振興部生涯学習課		
主幹兼学校・家庭・地域連携室長		平山 嘉之
同	主幹	尾白 泰次
同	副主幹	大谷 秀敏
同	副主幹	石橋 宏克
主幹兼社会教育振興室長		浅岡 裕
同	主幹	森本 豊
同	副主幹	藤川 洋子
同	社会教育主事	小幡 亮二
同	社会教育主事	久我 康之
同	社会教育主事	鶴岡 敦
同	社会教育主事	要 愛美
同	社会教育主事	遠山 宗利
同	社会教育主事	橋本由美子
東葛飾教育事務所	社会教育主事	梅澤 一久
北総教育事務所	社会教育主事	滑川 雅宏
同	社会教育主事	山本 亨
東上総教育事務所	主任社会教育主事	森川 勇

- 1 開 会
- 2 教育委員会挨拶（教育振興部長）  
会長挨拶（生涯学習審議会会長・社会教育委員会議議長）
- 3 報 告  
なし
- 4 議 事  
（議事1）「（仮称）千葉県立図書館の今後の在り方について」

#### 議 長

議事1「（仮称）千葉県立図書館の今後の在り方について」事務局より説明願いたい。

#### 事務局

議事1の「（仮称）千葉県立図書館の今後の在り方について」は1ページ「（仮称）千葉県立図書館の今後の在り方」素案を御覧頂きたい。第1章「千葉県立図書館基本構想の見直し」第2章「千葉県の図書館をめぐる状況」第3章「これからの千葉県立図書館」の3章で構成しております。本日、第1章「千葉県立図書館基本構想の見直し」と第2章「千葉県の図書館をめぐる状況」について御審議頂き、第3章の「これからの千葉県立図書館」の第1節「基本理念」及び第2節「県立図書館の役割と具体的施策」については、次回3月の生涯学習審議会に、第3章第3節の「今後の施設整備の方向性」については、平成23年6月の生涯学習審議会において、それぞれ御審議頂きたい。

なお、すでに第7期から生涯学習審議会委員をお願いしている委員におかれましては、平成21年6月の「今後の千葉県における図書館の方向性について」教育長への意見の提出にあたり、千葉県生涯学習審議会図書館部会において5回の検討会を実施した関係で、本日の説明内容に重複する部分もあるが、新しく第8期生涯学習審議会委員になられた方もいるので、その点はお許し頂きたい。

それでは、本日の内容に入らせて頂く。千葉県立図書館だが、平成6年3月に千葉県教育委員会が策定した「千葉県立図書館基本構想」を踏まえて事業を進めている。「千葉県立図書館基本構想」は、皆様のお手元にある参考資料1になる。この「千葉県立図書館基本構想」は、策定時から16年が経過し、今の時代に合わないものになっていると考えている。その中で、新県立中央図書館（仮称）の建設は、県の厳しい財政状況により断念された。また、現在の社会情勢や県内図書館の状況が大きく変化している。県内の市町村立図書館の設置率は、「基本構想」策定当時は4割程度であったが、平成22年4月現在では、54市町村中38市町村で設置率は約7割となっている。また、情報化社会の急激な変化として、インターネットが当時に比べ8割の家庭に普及し、更には携帯電話でも様々な情報の入手が可能となり、ITを活用した図書館サービスが日進月歩で充実してきている。

さて、平成19年1月に県立図書館長の諮問機関である、千葉県立図書館協議会から「これからの時代に求められる千葉県立図書館運営の在り方について」答申がされた。内容としては、「非来館型サービスの充実や市町村立図書館への援助強化」、「県民の調査研究活動の支援」、「子どもの読書活動の推進」、そして基本構想についても、質の高い県民サービスの一層の充実とともに、県立図書館のサービスの向上や整備のあり方について等、「千葉県立図書館基本構想の再検討が望まれる」とされている。また、生涯学習審議会関係だが、参考資料2「今後の千葉県における図書館の方向性について（意見）」の4、5ページを御覧頂きたい。先ほど御説明した、千葉県立図書館協議会の答申を踏まえ、第7期千葉県生涯学習審議会において、「今後の千葉県における図書館の方向性について」では、1つとして「今後の県内図書館サービスの全体的な進展を図るための方向性について」、2つとして「これからの県立図書館の役割とその在り方」の大きく2つの視点から御検討をお願いした。

視点1の「今後の県内図書館サービスの全体的な展開を図るための方向性について」では、1「図書館として、子どもの読書環境の充実を図る」2「身近な図書館サービスを充実させていく」の2項目について御意見頂いた。視点2の「これからの県立図書館の役割とその在り方について」では、1「県民にとって身近な市町村の読書施設を支援する」2「学校図書館への支援を強化する」3「図書館に関係する人材を育て支援する」4「独自情報の積極的な発信と連携の強化を図る」5「積極的な広報活動と図書館運営の評価を行う」6「県立図書館の機能を強化する」の6項目についてそれぞれ御意見を頂き、平成21年6月に、「今後の千葉県における図書館の方向性について（意見）」が会長より教育長に提出された。大きく2つの視点で第7期生涯学習審議会委員の皆様から頂いた御意見「今後の千葉県における図書館の方向性について」と千葉県立図書館協議会の「これからの時代に求められる千葉県立図書館の在り方について（答申）」を踏まえ、千葉県立図書館の充実を図るため「（仮称）千葉県立図書館の今後の在り方について」素案（議事資料1）を教育委員会事務局が作成したので、第8期生涯学習審議会の皆様に3回に渡り、御意見を頂きたいと考えている。

議事資料1の「（仮称）今後の千葉県立図書館の在り方について」素案を御覧頂きたい。冒頭に御説明した通り、本日は第1章と第2章が審議の対象となっているので、よろしくお願ひしたい。

議事資料1の2ページを御覧頂きたい。第1章を「千葉県立図書館基本構想の見直し」とし、第1節に「基本構想見直しの経緯」、第1節の1では、「4館構想の始まり」とした。昭和52年の県立中央図書館協議会の答申として、県内全域に図書館サービスの浸透を図るため、当時は市町村立図書館が少なかったことから、県内を4地域に分け各地域に県立図書館を設置し、図書館を利用できるように、ということがきっかけとなったこと。2「基本構想の策定」では、平成2年の県社会教育委員会会議の答申に基づき、新県立中央図書館と県立地域図書館の整備が提言され、平成6年に基本構想が策定された経緯とそ

の後の進捗について。2 ページの下から 2 行目より、3 ページを御覧頂きたい。3 では、「基本構想の見直し」とし、時代の経過に基づく県立図書館の変遷と、平成 19 年の県立図書館協議会の答申や平成 21 年の生涯学習審議会の意見を踏まえ、県立図書館が果たすべき役割や機能を明確にし、これからの時代にふさわしい県立図書館の在り方を再構築する等、基本構想の見直しに至った経緯をまとめている。

第 2 節では「地域分担から全体の機能強化へ」とし、昭和 52 年当時は県内を 4 地域に分け、各地域に県立図書館を設置するという地域分担の考え方であったが、これからは、社会や時代に対応した県立図書館全体としての機能を一層強化することが重要な課題であるとし、今後の方向性を記載した。

続いて 4 ページを御覧頂きたい。第 2 章では、「千葉県の図書館をめぐる状況」とし、第 1 節では「図書館をとりまく社会状況の変化」について述べ、図書館における県と市町村との役割分担の明確化及び、インターネットの普及、進展に伴う非来館型サービスの充実や資料のデジタル化、電子書籍への対応等、重要な役割を果たす社会教育施設として、読書環境の整備と読書活動の推進に努める必要性についてが主な内容となっている。4 ページ中段の、第 2 節「現状と課題」では、1 つ目として「県内図書館」について、2 つ目として「県立図書館」に関する現状と課題について記載した。1 の「県内図書館」では、(1) 「県民の読書環境に関する自治体格差」とし、県の東部地域や南部地域における市町村立図書館の設置率が低いという課題。(2) 「書庫狭隘化による資料の廃棄」では、除籍されている図書は年間約 45 万冊あること。しかし県立図書館で所蔵していない資料は、県内で最低 1 冊は保存する体制づくりが必要であることを記載した。

5 ページを御覧頂きたい。(3) 「散逸する千葉県関係資料・情報の整備とネットワーク化」では、県の文化的財産として、県民がいつでも千葉県資料の画像データを検索・閲覧できるよう、デジタル化やインターネットでの公開を推進する情報整備の拠点として県立図書館は最適であること。(4) 「専門員の研修と育成」では、県立図書館では、市町村立図書館職員の資質向上を図るための研修を実施しているが、更に充実した研修を体系的に実施することが不可欠であるとした。

次に県立図書館の課題と現状だが、(1) 「資料収集分担の明確化」では、県立 3 館で「ゆるやかな収集分担」を実施し、特色ある蔵書の構築を行っているが、専門的な調査相談機能を向上させるためには、市町村立図書館との収集分担が必要であること。

6 ページを御覧頂きたい。(2) 「市町村立図書館、学校図書館への支援強化」では、図書館のネットワークの維持と更なる充実(図書館協力車の巡回)、子どもの読書活動の推進にあたり、県立学校への調査相談、情報提供、物流支援、人材支援等、市町村立図書館を介した小中学校図書館の連携の推進が課題であること。(3) 「インターネット活用による非来館型サービスの充実」では、インターネットを積極的に活用したサービスの拡大・充実が課題であるこ

と。(4)「図書館利用に障害のある県民に対する支援」では、障害者や外国人居住者への配慮したサービスや市町村立図書館職員等への講座や研修の開催等、体制づくりが必要であること。(5)「県内大学図書館、博物館等の他機関との連携強化」では、ネットワーク化、情報交換ができる環境整備が必要であること。

7ページを御覧頂きたい。(6)「県立図書館司書の確保と育成」では、市町村立図書館職員等の研修、生涯学習支援を推進していくための企画や事業実施が可能な県立図書館司書の確保と育成が必要であること。(7)「利用促進のための広報活動の充実」では、県立図書館の役割や機能を知らせる広報・啓発事業の企画、立案、実施が必要であること。(8)「中央図書館の耐震化・老朽化・書庫狭隘化・カウンターの分散」では、県立図書館の中核的機能を果たす図書館をめざすということで、耐震化対応、機能強化の視点からリニューアル(書庫狭隘化対応、バリアフリー化)が望まれる、ということの8点を記載した。

以上、本日の生涯学習審議会では、第2章までについて、委員の皆様より大所高所から御意見を頂きたい。

#### 議 長

ただいま事務局より説明があったが、第1章と第2章について議論していきたい。第1章から何か質問・意見等あるか。

#### 委 員

平成21年度千葉県生涯学習審議会が出された「今後の千葉県における図書館の方向性について」の意見を踏まえ、このようにまとめられたのかと感じたが、その位置づけでよいか。

#### 事務局

平成21年度千葉県生涯学習審議会の「今後の千葉県における図書館の方向性について」の意見を踏まえ検討した、という御理解で結構である。

#### 委 員

市立図書館で勤務しているが、「(仮称)千葉県立図書館の今後の在り方」素案のように進められたら良いと感じている。4ページの「現状と課題」5ページの「県立図書館の課題」の記載であるが、市立図書館で感じていることと一致している。

実現できたらどんなに良いだろうと思うのは、4ページ1「県内図書館」(2)「書庫狭隘化による膨大な資料の廃棄」という記載部分である。市内で共同書庫を作っているが、すぐに満杯になってしまう。本は大体6年間程度が耐用年数と言われているが、物によっては何十年も置く物もある。過去に遡って余り利用されなくなってきている本は、資料的に捨てるには忍びないが、余

りにも書庫が手狭なので、「除籍せざるを得ない」という時に、県立図書館にその本が保管されていれば、安心して除籍することができる。県立図書館に本があれば、県立図書館から借りることができるという安心がある。県内の他市に本が保管されていれば、これも安心して除籍できる。

県立図書館で書庫を確保できるシステムがあれば、どんなに良いかと思っている。そのことが記載してあり、ありがたい。

議 長

立場や感想を踏まえて、他に何かあるか。

委 員

一つは、実力のある図書館司書の方が、図書館にいたことが大事であると思う。

以前、佐賀県の生涯学習女性センター「アバンセ」で2年間館長をした経験がある。「アバンセ」も図書コーナーがあったが、県立図書館ネットワークに、色々な事情で入れなかった。情報がお互いに共有できる形になれば、それこそ県内に一冊しかない本など、比較的簡単にわかるのではないか。

基本的には、この素案で良いと思う。

委 員

私の経験から感想を述べさせてもらう。船橋で社会教育の50周年史を作った時に県内で専門の資料を探していた。県立中央図書館で検索したら、県立ではなく八街の図書館にあった。「房総の道しるべ」「社会教育10年のあゆみ」という本であるが、県内で1箇所しかなかった。私達もたまたま古い資料を調べたい時に、その資料がどこにあるのかが分かるとありがたい。推測だが図書館に登録されずに眠っているものが、どこかにあるのではないか。

県立図書館の「資料収集分担の明確化」が記載されているが、県立と市町村立図書館の、資料収集分担を明確にしたほうが良いと思う。資料性の高いものを収集して、レファレンスをきちんとすれば、図書館司書としての専門性が活きてくるのではないか。調べたい古い社会教育の本は、今はインターネットで見ることができるが、インターネットに出てこない資料は、「どこにいけばその資料はある」ということが、専門性につながるのではないか。県立図書館は専門性を持って頂ければありがたい。

委 員

特別支援学校は、地域図書館の利用が多い。学校に来てもらい、読み聞かせを行って頂いた。

県立図書館は図書館のセンターとしての役割、全県的な視野を持ち専門性を高めるための役割で良いのではないか。

一点質問であるが、点字図書館等との連携はどのようにしているのか。

事務局

点字図書館との連携だが、例えば目の不自由な方に対して、県立図書館では録音図書を作成して郵送貸し出しサービスを行っている。また、中央図書館では、点字テープを付けた点字の絵本を持っている。他の自治体の障害者サービスを行っているところと一体となって、障害を持つ方々へのサービスを進めているところである。障害者サービスは、一館ではやりきれないものが多いので、連携しながら行っている。

委員

是非、引き続きよろしくお願ひしたい。

議長

その表現は、この中に具体的に出てくるのか。

事務局

障害者サービスという視点では出てこないが、5ページ第2章の2(4)「図書館利用に障害のある県民に対する支援」という箇所が出てくる。

議長

教育委員会の立場から何かあるか。

委員

議事資料「(仮称)千葉県立図書館の今後の在り方」素案は良くできていると思う。ただし現実問題としてネットワークの問題は、市町村ではまだまだ進んでいない。市においても、県立図書館と連携して事業を進めるために、機種の選定等含めて鋭意作業中である。先程話があった県内に1冊しかない資料を調べたいという時だが、まだ市町村のネットワークは十分ではない。現段階では、市町村立図書館が資料を除籍する際は、必ず県と連絡を取り合ってから進めるのが良いのではないか。

市町村で一番大きな問題は、職員の定数確保の問題である。千葉県の図書館として「専門職員の研修と育成が大切である」とあるがその通りである。7ページに「県立図書館司書の確保と育成」とあり、その最後に「市町村立図書館職員等の研修ができる県立図書館司書の確保と育成、資質向上が喫緊の課題」とあるが、図書館司書を採用すると、1館若しくは2館に、約40年勤務しなければならない。特に社会教育主事は市町村教育委員会に置くことになっているが、社会教育主事の資格を取得したために、その職員は教育委員会に勤務しなければならない。同期職員がステップアップしていく中で、同じ職名で勤務するという、勤労意欲の問題もある。そういう職員が、どんどん代わることができるシステムを考えなくてはいけない。当然司書についても同様であり、館長への道を開かなければいけない。

以前、市町村が図書館を建設する時は、県の司書の方を市町村へ派遣をしていた制度があったと記憶している。そのような制度的なものを再度検討して頂きたい。

議 長

県と市町村との人事交流という事が話題になったことがあるのか。

滋賀県だが、全国の自治体から司書を募集しており、数箇所の街だがその人が図書館長になった例もある。今でも3つほどの自治体が行っているはずである。

昔、東京都の区部では司書がいなかった。司書で採用すると職名は最後まで司書であり、後から図書館勤務した人や、図書館に勤務経験のない人が図書館長になる例がある。そういうことが面白くなく、組合運動になった例もあったようである。殆どの区部では司書の資格はあるが主事として採用し、勤務先は図書館で採用していた。主事で採用されたのだから、必ずしも勤務場所が図書館だけではなく、行政全部に対応できる。その後、やがては図書館に勤務する形であるが、そのことが一つの不満でもあり、司書有資格者にとって大きな問題であった。私は出世は考えないので、図書館勤務一筋を考えている司書の方もいる反面、図書館に専門職で入り、やる気を失ってしまう可能性もある。

事務局

人事交流は今まで無い。未設置市町村が図書館を建てる時に、図書館建設や運営のノウハウを教えて欲しいという要望があれば2・3年程、人材を派遣していた。また、何年か前であるが、ある市の図書館職員が1名、県立図書館へ3ヶ月間程研修に来た例が2・3年続いたように記憶している。

議 長

素案を作るに当って、苦労したところはどこか。

事務局

5月頃から、何度も図書館プロジェクトや生涯学習課内で協議を重ね、言葉を選んで練り上げ、その結果を今回提案させて頂いた。

委 員

「(仮称)千葉県立図書館の今後の在り方」素案の相対的な印象だが、今まで教育委員会等から出されるものは、複雑でわかりにくかったが、今回は非常にコンパクトにまとまり、明確であり良い印象である。千葉大学の教育学部の学生の中に、司書教諭の資格を取ると、教員採用試験に有利だとうわさがあるようだ。以前の会議で、司書教諭を全校に配置できないかという話もあったが、教育学部の学生にうわさが広まっているのは好ましいことではないか。この素案が具体化されれば、非常に良いと思う。



第2章に関係してしまうが、6ページの2(5)「県内大学図書館、博物館等他機関との連携強化」のところだが、博物館にもかなりの資料・書物がある。伝承文化や民俗資料とか、図書館の分野と文化財課の博物館の分野と明確にできないものが沢山あるように思う。専門的な知識を求める方は、そういった資料が欲しい方だと思うので、情報ネットワークとともに、博物館や大学図書館等との連携を具体化できれば、本だけではなく蔵書その他についてもかなり協力ができるのではないかな。

#### 委員

図書館を利用する立場であるが、素案に記載されていることは良くわかる。最近図書館と自分自身縁がなくなってきた。研究をしているわけではないし、調べ物をする機会も余り無いこともある。今、欲しいと思った情報はインターネットで手に入る。朝、注文すれば本でもCDでも、その日の内に届くというサービスも充実している。

司書の話も出ていたが、学校では司書教諭をなかなか置くことができない。現在、司書資格を有する子育ての終わった方が、半分ボランティアのような形で、学校の図書館に入っているということを知った。予算の関係で毎日に行けないので、週何回という形で行っているようである。子どもたちが本に出会う場として、司書教諭が学校図書館にいると良いと思う。

話は変わるが、市町村立図書館が、子育て等をする人たちにとっての居場所となる機能を備えたものになると良いと感じる。

#### 委員

司書教諭の話題が出たが、現在は12学級に1名は司書教諭を置くこととされている。学校の中でも読書活動・言語活動が重要視されている。その教諭に専門的知識があるので、先頭に立って図書館の運営や本の紹介等を中心となって行っている。司書教諭資格を持っている専門性のある教員を学校としても確保したい。物的にもそうであるが、人的なキーパーソンは大事である。市町村立図書館と連携するにも読書好きで、子ども達にこんなことを教えたい・知らせたいという職員がいると、市町村立図書館と連携をとり「おはなし会」や「大型絵本」等を、どんどん取り入れてくれる。学校では、そのような形で司書教諭を置かなければならないとされている。

#### 委員

本好きな子にしようと、読み聞かせをしてくれる図書館や公民館の図書コーナー等に、子どもが小さい時に連れて行った。大型絵本とか折り紙等をしながら、司書の方に「どんな本が好きなの」等、聞いてもらいながら子育てをしていくが、子どもが大きくなってくると本から離れてしまう。

学校にボランティアとして、20分間の休み時間に読み聞かせ等を行っているが、子どもの興味が色々なところに行ってしまう。本を読むのは労力がある

ので、根気のない子は続かない。ある程度訓練が必要ではないかと思う。図書館は子どもに魅力があり、率先して自分から行くことができれば良いと思う。

#### 議 長

第1章第2章の流れは、システムとかハードに力が入っている。読書をどうすすめるか、具体的に膨らませる必要がある。学生たちも、調べたいことがコンピュータに出てくるので本は読まない。このことが今後の課題になってくるのではないか。

#### 委 員

6ページ(2)の「市町村立図書館、学校図書館への支援強化」だが、市町村立図書館職員やボランティア等のお母さん方が市内の学校に出向いて、週に1・2回、朝の時間を使い読み聞かせをしている。

市町村立図書館の児童担当者が、県立図書館の児童担当者に色々と指導を受けて学校へ行くようにしている。その市町村立図書館の職員が各学校に出向いて、読み聞かせの仕方や読み聞かせに向いている本の紹介等の支援をしている。

(2)に記載の「必要に応じて、市町村立図書館等を介した間接的な小・中学校等への支援を行うことが課題」とあるが、県立図書館の児童担当者より指導頂いた市町村立図書館の児童担当者が、各小学校等に出向いて読み聞かせボランティアの方達にその旨を伝えているので、間接的には県立図書館の児童サービスが、学校支援をしていると千葉県では言えると思う。

#### 議 長

第2章の「県内図書館」と「県立図書館」と分かれているが、「県内図書館」の部分で意見等あるか。

#### 委 員

県内市町村の3割は図書館が未設置であることが記載してあるが、図書館のある市町村は図書館を核にして、例えば公民館図書室へオンライン化している等の格差がある気がする。

未設置の自治体は、公民館やプラザのような施設があり、そういう施設に図書室があるのではないか。図書館の無い市町村はすぐに図書館は建てられないので、図書室をうまく活用してどうにか運営していると思う。例えば、そういう施設に県立図書館の端末を置いて、そこから検索ができるようにしたら、市町村は図書館が無くても、近くの県立図書館の本を利用ができるのではないか。今後、是非御検討頂きたい。

#### 事務局

県内の図書館未設置市町村は16であるが、そこには公民館図書室がある。ある1箇所を選んで、そこに必ず県立図書館から資料を搬送する協力車で、週

に1回は必ず搬送している。その図書室で、県立図書館の本が利用できるサービスは確立している。

#### 議 長

県内の図書館未設置市町村では、公民館図書室がその役割を果たしてきた。「県立図書館」の部分で意見等あるか。

#### 委 員

本という概念を、活字を中心とする情報プランと考えて良い頃かと思う。

金沢の21世紀美術館の学芸員は、元々国際政治をやっていて3ヶ国語ができる。多様なキャリアの人が沢山おり、どこに出しても第一線で活躍できる人材である。図書館も読み聞かせ等、色々な形で本の利用ができるだろうし、インターネット等の情報もある意味、本と同じ概念であると言えるのではないか。

現代美術館も美術の概念が変わってきている。本という概念も変わってきて良いのかなと思う。

本に関する情報であるが、古本屋が一番強力な情報を持っていると思う。古本屋とネットワークがあれば面白いと思う。

1点質問であるが、除籍とは本を本当に捨ててしまうのか。

#### 事務局

それぞれの図書館の事情であり、リサイクルも含めて45万冊である。

#### 委 員

本の除籍だが、各市町村それぞれのやり方がある。本市の例だが、「必要が無くなったので、市民の皆さんどうぞお持ち帰りください」と、一定の期間一定の場所に本を出し、自由に持って帰って良いという方法である。ただ除籍するのではなく、有効活用された方が良く思う。

子どもへの読み聞かせだが、各地区で相当差があると思う。本市では何団体かの読み聞かせのグループがあるが、そのグループが各学校や図書館・公民館で読み聞かせを行ったり、或いは人形劇等を併せて、子ども達への読書活動に貢献をしているグループもある。本市では1校であるが、ボランティアで司書教諭のような形で、毎日ではないが学校に入ってもらっている。

最近では、映像資料ビデオとかDVD等、市民から資料整備をして欲しいと要望がある。県立図書館でも一定の資料として、幾分かあっても良いと思う。しかし、もう一度振り返らなければならないことだが、活字をきちんと読む、活字を見ることが大切であり、そのための資料は図書館に置かなければいけない。

先程、子育ての話が出たが、子どもの小さい時に、自分で全て本を購入する事は大変なことである。幼児書については、回転率の良い本を、公立図書館で用意する必要があり、それをうまく貸出できるようにしたい。また、「市町村立図書館、学校図書館への支援強化」のところだが、協力車の巡回は凄く大事

であり、更に強化する方策を考えていくことが大切である。

#### 議 長

図書館については、次の第3章で更に発展しそうであるが、この辺で終わりたい。

議事の2「千葉県の家庭教育支援について」、事務局より説明願いたい。

#### 委 員

時間の関係で、家庭教育について一言先にお願ひしたい。臨床心理学で開発された、傾聴という手法が家庭教育の中で生きて良いと感じている。カール・ロジャーズという20世紀の心理学者が、「来談者中心主義」という、その人の心に寄り添って、その人の訴えを受け止めることを通じて、様々な心の問題を解決していく手法であり、臨床心理学の基本に据えられている。電話相談や相談を受ける人は、傾聴のトレーニングを必ず受けると思う。いじめ・家庭内の虐待、ドメスティック・バイオレンス等の問題が起こる度に思うことだが、例えば、PTAや学校・学級で傾聴トレーニングをワークショップで行ったり、総合的な学習の時間等に行うことは意味があるのではないか。先生方も傾聴トレーニングを受けている方もいると思う。アクティブリスニングというものである。

#### 事務局

「千葉県の家庭教育支援」について、御説明させて頂きたい。前回の生涯学習審議会において、千葉県の家庭教育支援に関する施策の全体像と、学校を通じた家庭教育支援を中心に、報告事項として御説明させて頂いた。前回、頂いた御意見として、「企業と連携した家庭教育支援を県で積極的に進めた方が良い」「家庭教育支援については、これまでも生涯学習審議会でも議論してきたが、市町村と県との役割分担等を踏まえた検討が必要」等があったので、本日は、これらも踏まえて御説明させて頂きたい。特に、今年度から新たに取り組むこととしている「企業と連携した家庭教育支援」を中心に、御意見を頂きたい。

まず、資料の1ページを御覧頂きたい。現在の千葉県の家庭教育支援に関する施策の全体像である。手短かに再確認させて頂きたい。資料の最上段は、教育基本法の規定であり、家庭教育は全ての教育の出発点として、大きな役割を果たすものとしている。このため教育基本法第10条第1項では、子どもの教育についての第一義的な責任は保護者にあるということ、第2項で国や地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭教育を支援するための施策を講ずると規定されている。千葉県においても、今後の基本的な方向性（施策）を定めた「千葉県総合計画」や「千葉県教育振興基本計画」に、家庭教育支援を重点的な取組として位置づけ、様々な機会を活用して、全ての親に対し家庭教育の重要性を啓発し、家庭の教育力の向上の支援に努めているところである。具体的な取組としては、広く県民に子育て情報を提供する「親力アップいきい

き子育て広場事業」であるとか、「学校を通じた家庭教育支援」として各種資料を配布しているものであるとか、企業と連携した家庭教育支援、市町村の家庭教育支援担当者向けの研修会等の開催である。

資料の2ページを御覧頂きたい。これは平成19年に、千葉県社会教育委員会会議の審議のまとめ「千葉県の家庭教育支援の在り方について」での提言を受け、その後、県教育委員会がどのように取り組んできたのかを整理したものである。提言の本文は、参考資料3として配付させて頂いた。

提言は全部で14だが、資料3ページの提言14「企業も積極的に子育てに関わる」を御覧頂きたい。対応する事業として、「子ども参観日キャンペーン」を実施しているところである。参考資料3「千葉県の家庭教育支援の在り方について」37ページの記述を御覧頂きたい。

企業も積極的に子育てに関わるとして、企業には社員が安心して働ける環境をつくり、これまで以上の子育て支援を行うことを求めたい。社員にとって仕事と家庭が両立できるようになれば、「勤労意欲、企業のモラルの向上」につながるほか「生産性の向上」「企業イメージの向上」など企業にとってのメリットも大きい、という提言を頂いた。家庭教育支援を進める側としては、仕事で忙しい親に対しても家庭教育の重要性を訴えるという点で、企業と連携した家庭教育支援を実施したいと考えている。

具体策として丸の三つ目「企業内ボランティアの推進を図る」という箇所の一つ目だが「家族による職場見学を実施する」とあるのが、「子ども参観日キャンペーン」に当たるものである。

資料の4ページを御覧頂きたい。これは本年10月に県内市町村教育委員会の、家庭教育支援に関わる取組状況の調査結果である。上段の一つ目のグラフは「各市町村における家庭教育支援に関する主な事業」であり、一番多いのが、「学校と連携」した家庭教育支援事業であり、50市町村の殆どが家庭教育学級である。二番目に多いのが「相談・講座」で、各市町村教育委員会が直接実施している、家庭教育相談員を配置した相談業務や、家庭教育に関する講座の開催である。三番目に多いのが「地域と連携」した家庭教育支援で、中身としてはNPO、社会福祉協議会、大学等と連携した講座等の開催となっている。「企業と連携」したものが2市町村あるが、家庭教育学級において企業の講師を要請する等の取組となっている。このことから、企業と連携した家庭教育支援については、市町村ではなかなか取り組みづらい部分もあるのかと感じている。2番目と3番目のグラフは、家庭教育学級の実施状況を示すもので、50の市町村で家庭教育学級が実施されていることが分かる。

資料の5ページを御覧頂きたい。2番目のグラフは、子どもたちの基本的な生活習慣を国民運動として推進している「早寝・早起き・朝ごはん運動」の実施状況、3番目のグラフは、テレビやビデオを見ない日を設定する「ノーテレビデー・ノーゲームデー」の取組状況である。

資料の6ページを御覧頂きたい。本日、特に委員の皆様から御意見を頂きたい企業と連携した家庭教育支援「ちば家庭教育支援企業等登録制度」の資料で

ある。中程の表にある取組 1 から 6 までのうち、2 つ以上に取り組む企業を県教育委員会に登録し、それらの企業の取組をホームページ等で、広く県民に周知することにより、家庭教育支援に取り組む気運を高めたいと考えている。取組 1 は、「早寝・早起き・朝ごはん運動」や「ノーテレビデー・ノーゲームデー」等、子どもの生活リズム向上に向けた取組を、従業員に働きかけるものである。

取組 2 は、「家族の日」や「家庭の日」などの普及・啓発を通じ、子どもと一緒に過ごす時間を増やすよう従業員に働きかけるというものである。具体的な手立てとしては、県教育委員会から配布する資料やポスター等を社内で回覧したり、掲示したりすることを通じて、従業員に啓発していくことを想定している。

取組 3 は、企業の社員研修の一環として、従業員に家庭教育支援に関する講演等を行うものであり、県教育委員会は、講師の紹介等を行うという支援を考えている。

取組 4 は、学校のキャリア教育で行われている職場体験等への協力も含めて、職場で大人の働く姿を見せようという取組である。

取組 5 は、企業自らが子どもたちを対象とした地域行事を実施したり、公民館等で実施する地域行事等に企業が協力したりするという取組である。

取組 6 は、学校の参観日等に、従業員が参加しやすいような職場環境づくりを行う取組である。

今後の予定として、取組 3「家庭教育支援に関する講座等の開催」について、今年度中に 5 社程度で試行的に実施したいと思っている。家庭教育支援企業等登録制度全体としては、平成 23 年度 4 月から本格実施したいと考えている。

御審議の程よろしくお願ひしたい。

議 長

今の説明について、何か質問・意見等があるか。

委 員

最終的に大変良い話である。土・日に休みの会社は、どちらか一日は文化の日、一日は体育の日と決めて、家族と一緒に体育や文化に参加をしようということを 8 年前に提唱した。親子で絵を描いても良い、博物館に行っても良い、キャッチボールをやっても良い、スポーツの観戦でも良い。これは家族の融和を図るという観点から始めた運動である。それが最近、格差社会になり企業は正社員が減り、各社員の負担が増え疲労も非常に大きくなっている。経営者の立場からだが、どうすれば職員が仕事に集中できるのか。その原点は家庭に問題がないことである。家庭に悩みがあると仕事に集中できない。「ワークライフバランス」と県でよく言われるが、仕事と家庭を両立しようという観点から、職員が仕事に集中できる家庭環境であって欲しい、という願いから運動してきた。全く形や立場は逆であるが、結果として同じことが提案され、非常に良い

ことだと思ひ、協力をしたいと考えている。この形が定着して少しでも広がっていくと、他の分野にも影響を与えていくと思う。大賛成であるので、是非強力で推進して頂きたい。

議 長

最初は5社程度とあったが、これはモデル事業程度なのか。

事務局

取組1・2は、比較的簡単にできるのではないかと考えている。取組3については、具体的に社員研修の場で、人を集めて子育ての重要性等について啓発するというものなので、幾つか先導的・モデル的にこちらからお願いをしていかないと、広がらないのではないかと思う。その意味で、取組3は試行的にやっていく必要があるのではないかと考えている。

議 長

幾つかの会社の結果を啓発しながら広げていくという形で、23年度からスタートということか。

事務局

全体の登録制度は23年度からスタートだが、取組3については幾つかの会社に依頼し年度内に行いたい。

委 員

家庭教育に関しては、最も関心のあるところであり、重要な部分であると認識している。昭和30年代後半に「家庭教育学級」「乳幼児」「明日の親になるための学級」等に国の補助金が降りてきた。また、就学時前の家庭教育学級では、学校の協力を仰ぎながら、国・県も色々な施策を行ってきたと思う。実際担当する市町村や公民館等実施する側は、PTAや地域の協力を仰いだり、なかなか大変な事業である。

企業との連携については、中央公民館勤務時代に講師をお願いした評論家と教育の話をした時に、「もっと父親が参加しなければいけないのではないか」という話が出た。その時に企業に出向いて行くことも重要な部分であると考えた。家庭教育というと、母親に任せきりの部分が多いが、父親に自覚して欲しい。そういう点で、この計画が実現できれば良いと考えている。

「家庭教育の第一義的責任は」とあるが、第一義も第二義もなく家庭教育の責任は親である。学校ではここまではできるが、限界はここまでというメリハリをつけて進めた方が良いのではないか。

第52回全国社会教育研究大会福島大会に参加させて頂いたが、その中で「親になる資格が無いのに親になっている」というパネラーの発言があったが、確かにそう感じる。親に、子どもも人格を持った人間であることを自覚してもら

い、その責任を親が果たすことをきちんと理解して頂かないと、前にはなかなか進まない。もう少し親の責任や自覚を、対外的・積極的にPRすることが大切ではないか。父親は、運動会の参観だけではなく、授業参観等する場合には企業にお願いをして、職免で参加できるようにすれば、もう少し責任の輪が広がるのではないかと思う。

議 長

家庭教育学級について、他に何かあるか。

委 員

家庭教育学級は、各市町村が学校と連携して行っていると思うが、型にはまった家庭教育学級が多く、毎年同じようなテーマで同じようなメンバーで続いている感じである。同じような親が集まって、学校の先生達に相談できる場所であり大事であると思うが、枠を取り払った家庭教育学級があれば良いのではないかと思っている。

今、地域のNPOで若い保護者向けの色々な子育て支援活動をしているが、例えば中学校とか高等学校等に入り、もう少し広報ができないかと日頃感じている。地域で色々な活動をする土・日曜日には、父親も参加して欲しいと呼びかけている。若い御家庭では、父親・母親と一緒にビデオを持ち、家族ぐるみで参加してくれる家庭は増えてきているが数としては多くない。職場に子育ての啓発活動をするという事だが、実際育児休暇にしても、土・日曜日の授業参観にしても、父親が参加していないのは一つ壁があるのかと感じる。啓発するのであれば、経営者の方を援助するような具体的な施策等がなければ、父親の参加等は、なかなか増えないのではないかと感じている。

議 長

参加して欲しい親が出席しない、学んで欲しい親が学ばない。最大の課題ではないか。社会教育全体の課題である。家庭教育学級はどの市町村でもやっているのか。

委 員

家庭教育学級は、どこの市町村の教育委員会でも行っているものだと思う。今、反省をしているところだが、家庭教育学級は学校に頼りすぎたと感じている。教育委員会としての構想・指導・教育方針をしっかりとって、地域の実態に即した計画をつくる事が必要である。その地域に即して、何をどうしなければいけないのか等を、しっかり把握した上で家庭教育学級を計画しなくてはいけないと思う。多くの人に参加して頂き、色々な価値観を共有していくことが大事だと思う。

議 長



プログラムの工夫は必要だと感じる。先程、傾聴についての話があった。傾聴については、一般的に行われていないと思うが学校教育ではどうなのか。

#### 委員

学校で取り組んでいるのは、相手の立場になって物事を考えよう。相手の立場に立って発言しよう、という授業を進めている。小学校低学年や思春期に入るころにはすごく大事な授業であり各学校で行っている。

#### 委員

毎年、秋にPTAの研究集会を実施しているが、今年は約100人程集まった。各学校の単位PTAの人達も、もっと多くの保護者の方に参加して欲しくて、各学校に広報をするが受け止める保護者に温度差があり、来て欲しい保護者に参加頂けない。

支援企業登録制度は、非常に良い制度だと思う。景気の悪い社会情勢時では、自分のことで精一杯になってしまう。私自身も働きながらPTA行事や会議に参加しているが、本当に家庭が困っていたらそれどころではない。家庭が安定していないと、社会に出て行けないと感じている。

気持ちやお金にある程度余裕のある方が、自分の子どもだけではなく「地域の子どもの為になる」という思いで活動をしていかないと、続かないのではないか。

#### 委員

先程、行政的な立場からの学級講座の話が中心になってしまったが、亡くなった元大平総理が天声人語に、村の鎮守のお祭りにみんなが参加し寄り添えば、十分家庭教育の役割を果たすと記載していた。今、地域社会の崩壊が言われ、地域の人が触れ合う機会が見つからない。教育は意図的に家庭教育学級等行う時もあるが、地域で意図的に子育てするという、場面場面の地域の連帯が少し欠けている。

地域での運動会や祭り等、地域の諸行事に親も子も参加する。親の姿を見て子は育つと、昔の教育者は異口同音に言っている。親が一生懸命その中で生きていけば、自ずから子はまねをする。地域に出向いて、色々なことを親が手伝う姿を子が見る。近所の方も声をかける等、原点的な所をどこかでもう一度触れても良いと思う。

#### 委員

先程の件だが、道徳の授業で行っている、ピア・サポートである。ピアは、簡単に言うと仲間・同僚である。お互いに助け合い議論する授業であり、小・中学校で行われている。

#### 議長

他に何かあるか。

## 委員

企業の登録制度については、先程申したように大賛成なので、是非推進して欲しい。なるべく早い時期に実施した結果を、どんなプラスがあるのか是非広報して欲しい。

普段考えていることを言わせて欲しい。社会福祉協議会の仕事もしているが、社会福祉協議会を知っているかを聞いたところ、全県民の約35パーセントであり、何をやっているかを知っているのはそのうちの8パーセントしかいない。企業の職員に最近5年間に、博物館・美術館に行ったことがあるかを聞いたところ、行ったことがあるのは8パーセント、どこにあるのかを知っているのは37パーセント程度であった。

社会福祉協議会や博物館・美術館で働いている方は、専門職員なので県民の皆さん全てが知っていると思っている。ニュース等で御存知のとおり、経済状態が厳しく、ご主人の小遣いは3万円代と言われている。千葉県には色々な社会教育施設・社会文化施設・体育施設があるが、知っているが行ったことはないという例が沢山ある。背景に、現在県では広報活動を行っているが、以前は県の方々は知っているので広報活動をしていなかった。経済的に厳しい方が増えてきているので、遠くへの旅行よりも身近な社会教育施設をもっと活用すべきだと思っている。良い形で青年の家等のPRや県民が利用できる環境を作ることが、家庭教育支援の中で絶対必要ではないか。

もう一つは、本件に直接関係ないかもしれないが、社会福祉協議会で、県内の災害防止協定を提案させて頂いた。驚いたことに、学校へ男の方が来ないという事であった。各小・中学校は災害時の緊急避難場所に指定されていると思うが、近隣周辺に住んでいる男の方達も、緊急避難先は学校なので、学校内についてもっと関心を持つべきだと思う。いざという時に学校に避難する男の方を含めた周辺の方々が、もっと学校に関心を持ち、身近に感じ交流ができれば良いと思う。

## 議長

企業への参入は、父親の参加につながると思う。

日本の青少年教育で欠けているものが三つあるとすれば、冒険・挑戦・鍛錬だと思う。冒険は子どもの最大の教育である。日本には冒険はないと言われているが、挑戦・鍛錬もない。どこで行うのかをどこかで議論しなければならない。

別の話であるが、子褒め条例に関心がある。全国の自治体の中で、街をあげて子を褒めるといふ条例を作っているところがある。その街に生まれた子は、小学校1年生から中学校3年生まで、全員が褒められるという仕組みである。学校で光が当たらない子にも必ず光があたる。街全体に関心を持たないとできない。260の街が関心を持って資料を請求したが、できあがったのは20の街

であった。現在は合併で8つしかない。条例なので、教育長や首長が替わっても、止めるわけにはいかない。先進的な事例を集める等して、取り組めると良いと思う。

家庭教育は、もっと議論していきたい。以上で議事（2）を終わりたい。

議 長

議事（3）「その他」だが、何かあるか。

委 員

冒頭に、第65回国民体育大会「ゆめ半島千葉国体」と「ゆめ半島千葉大会」の成功という挨拶があったが、本校の生徒・教職員が「ゆめ半島千葉大会」に参加して、教職員が大変感動して帰ってきた。復命書に感謝の言葉があり、久しぶりに大変嬉しかった。今年だけに終わらせないで、何とか障害を持つ子ども達の生涯にわたるスポーツの振興の契機にできないだろうか、という気運が高まっているので生涯にわたるスポーツ振興に結び付けていきたい。千葉県教育振興基本計画にも謳われている。是非、基盤を作って頂くきっかけの年にしたいので、関係各課で推進頂きたい。是非、よろしくお願ひしたい。

議 長

事務局より何かあるか。

事務局

ありません。

議 長

以上を持って、議事を終了し議長の任を解かせて頂く。

## 5 諸連絡

次回の千葉県生涯学習審議会会議及び千葉県社会教育委員会会議について  
（3月に開催の予定）

## 6 閉 会